

事務連絡

2023年3月23日

各支部長 様

県職労本部

職員の勤務時間中の禁煙及び県庁舎敷地内全面禁煙について（その2）

日頃の取り組みに敬意を表します。

さて、標記のことについては、2023年3月17日付事務連絡で通知したところですが、複数の支部から問い合わせ等があったことから、下記のとおり、あらためて、当局とやりとりを行い、行き過ぎた対応を行わないことや各県民局・県民センターから、各支部への説明など、確認と要請を行いましたのでお知らせします。

なお、勤務時間中の禁煙及び県庁舎敷地内全面禁煙については、すでに県立病院では敷地内全面禁煙となっていることや、受動喫煙防止に関する社会的動向や職員等の健康保持の観点等から、一定やむなしとしたことについては、ご理解願いたいと思っておりますが、喫煙者への配慮も必要と考えていますので、何か問題が生じた場合は、速やかに本部まで連絡をお願いします。

記

組合) 職場には一定数の喫煙者がおり、また、来庁者の中にも喫煙者がいる中で、4月実施は、やはり性急すぎるのではないかと。

当局) 職員の勤務時間中の禁煙は4月実施とするが、来庁者用も含む県庁舎敷地内全面禁煙は世界禁煙デーの5月31日からとするなど段階的に実施することとしており、周知徹底に努めたい。

組合) 勤務時間中禁煙となることによって、例えばお茶をいれるために席をたつこと等もできなくなるのではと危惧する声もある。

当局) 今回の通知は、職員等の健康保持増進及び受動喫煙防止を図るために、勤務時間中を禁煙とするものであり、それ以外の目的はない。

組合) 職場では不安の声がある。現場で行き過ぎた対応がないようにしてもらいたい。

組合) 勤務時間中禁煙や敷地内全面禁煙については、一定やむなしと考えるが、5月31日以降も休憩時間に敷地外での喫煙は可能であることから、職員が休憩時間に敷地外で喫煙することに対し、周辺住民等とのトラブルがあった場合には対応してもらいたい。また、複数喫煙場所がある庁舎は、段階的に集約するとしているが、庁舎の分煙対策は、この間、支部、県民局で協議を実施してきた経緯がある。いずれにしても、庁舎の利用状況、喫煙場所は、庁舎ごとに異なることから、あらためて、各支部に対し、県民局・県民センターは、丁寧な対応をしてもらいたい。

当局) わかりました。